

親密な関係性における暴力性とジェンダー

松島 京*

日本において、近年、ドメスティック・バイオレンスが社会問題となっている。愛情という感情と暴力とは相反するものであるのに、なぜ愛情深いと思われる親密な関係の中に暴力が存在するのだろうか。愛情という感情は親密な関係性をつくるために必要な要因であると考えられている。しかし、愛情という感情が自然発生的なものではなく、社会的に構築されるものであるならば、愛情という感情を形成するコードが社会に存在する。このコードをジェンダーという視点で捉えると、愛情という感情や親密な関係における対等性への疑問が生じる。親密な関係性における愛情という感情が、ジェンダーという規範によって形成され義務化されているとすれば、親密な関係性の中にひそむ暴力性を見いだすことができる。本稿ではドメスティック・バイオレンスという家庭内での暴力行為に対して、どのように対処をしていくべきかということを考えたとき、親密な関係という私的領域が、愛情という感情と暴力性という相反するものを内包しやすいものであるという、関係性の問題として捉えることの重要性を述べていく。

キーワード：ドメスティック・バイオレンス、家庭内暴力、親密な関係性、私的領域、感情社会学、セクシュアリティ

目次	
はじめに	3. 親密な関係性がはらむ暴力とジェンダー
1. 親密な関係性とは	(1) 愛情と暴力性
(1) ロマンティック・ラブと親密な関係性	(2) 一体化願望と他者の存在
(2) 純粋な関係性と親密な関係性	(3) 暴力性という問題として捉える
(3) 公共性と親密な関係性	4. 関係性の問題としてのドメスティック・バイオレンス
2. 愛することの意味づけ	(1) 家庭における権力構造とは
(1) 愛情と感情社会学	(2) 共依存という関係性
(2) 構築される愛情とセクシュアリティ	(3) 私的領域における関係性の問題
	おわりに

* 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

はじめに

ドメスティック・バイオレンスとは、夫や恋人という親しい関係における、女性に対する暴力のことをさす¹⁾。親しい関係という、愛情によって結ばれているふたりのあいだに、なぜ暴力という愛情とかけはなれた行為が存在するのだろうか。

ギデンズは『親密性の変容』の序文で、近代のセクシュアリティは男性の性的支配から自由になったとしている。その上で、親密な関係性を、対等な人間どうしによる人格的なきずなの交流であるとみなすのであれば、「公的領域における民主制と完全に共存できるかたちでの、対人関係の領域の掛け値なしの民主化という意味合いをとまなう」と述べている²⁾。しかし、ギデンズのいうように、自由に塑形できるセクシュアリティは親密なふたりの関係性を自由なものにしたのであろうか。セクシュアリティが近代の個人にとって真に自由なものであるならば、ギデンズのいうように、自由なセクシュアリティを獲得した個人は、関係性からも自由な存在として、対等な人間関係が結べるといえるだろう。

確かに、個人の、とりわけ女性のセクシュアリティは、男性の性的支配から自由になったように見える。これまで女性の愛や性は、婚姻や生殖というものからは自由ではなかった。人は男か女かのどちらかに二分され、セックスは生殖器の違いによって判別されていた。生殖器の違いは異性愛主義を普遍のものとし、性的な行為は生殖を目的とした。そして、生殖のための性的な行為は婚姻と深く結びつき、婚姻関係にある男女以外の性的な行為をタブー視してきた。またセックスの二分法は、男性を公的領域

に女性を私的領域にも二分するものであり、女性の居場所は私的な領域である家庭内にあり、それ以外の居場所を認めてはこなかった。

近代以降、セクシュアリティは生殖のための性のあり方から自由になり、セックスという行為自体が、結婚をするしないに関わらず、親密な関係における愛情表現のひとつとして位置づけられるようになった。しかし、愛情表現としての性行為、親密な関係性におけるセクシュアリティは、生殖のための性のあり方から完全に自由になったとはいえない。

そもそも親密な関係性における「愛情」という感情自体が、個人が持つ生来的なものや自然発生的なものなのであろうか。本稿では、感情は文化的・社会的背景や人と人との相互作用から構築されるというものであるとする感情社会学に依拠し、愛情という感情やそこから生まれる親密な関係性について考察をしていく。そして、男女の文化的・社会的な性差を規定するとされるジェンダーは、親密な関係性を考察する上では、さらに重要な視点となると考える。

これまで、ドメスティック・バイオレンスを当事者間における親密な関係性における問題とすることは、暴力行為が存在する関係を修復する、あるいは築かないようにする、という解決を当事者に迫るといった個人の問題や、他者へのつよい依存的な症状という個人の病理問題として収斂されてきた。そうではなく、愛情という感情と暴力性という一見かけ離れているかのように見えるものが、親密な関係性においては同時に内包されやすいということを明らかにし、そのうえで、ドメスティック・バイオレンスを私的領域における関係性の問題として検討をする。

1. 親密な関係性とは何か

(1) ロマンティック・ラブと親密な関係性

ドメスティック・バイオレンスとは、夫や恋人という親しい関係にあるパートナーによる女性に対する暴力をさす。夫や恋人という現在も親しい関係にあるパートナーだけではなく、前夫や元恋人という過去に親しい関係にあった相手も、その対象として含まれる。関係の継続の有無はあるものの、親密な関係性を持つカップルにおこる暴力をさしている。

親密な関係性とは、たがいの愛情という感情を基盤としてかたちづくられるものであると見なされている。人はその関係性にたがいを思いやる感情のやりとりや対等な関係性を想像する。この対等な関係性は、男性と女性とが自由に「恋愛」をすることを意味づけするロマンティック・ラブという概念によるところがおおきい。近代以降、家系を存続させるための婚姻関係とは異なる、両者の愛情という感情から発生する恋愛関係（婚姻関係）が人々のあいだで重要視されるようになった。本人同士の意志による恋愛関係は、個人の自由を尊重したものであると思われた。しかし、ロマンティック・ラブという言葉は、愛情と婚姻とを結びつけるための言葉であったにすぎない。ロマンティック・ラブという恋愛のモデルにより、性的な相互行為は、政略としての婚姻関係とは切り離され、より個人的な関係、親密な関係へと意味づけされるようになった³⁾。ロマンティック・ラブは、愛情という感情によって機能する家族というものを生み出し、それが一般的な家族像として社会的に広まっていった。しかしそれは、一見個人の意志を尊重した対等な関係であるかのように見えるが、女性を家庭という私的な領域へよ

り囲い込んでしまうことになったといえる。

人を男と女という二つの性に分けるセックスの二分法は、異性愛主義を普遍的なものとするために必要なものであった。次代の再生産のためには生殖が必要であり、そのためには異性愛以外のセクシュアリティを認めることは許されなかった。そして家庭を築き次代の再生産を促すために婚姻とロマンティック・ラブという概念とが結びつけられた。

ロマンティック・ラブという一見自由な婚姻関係を想定させる装置は、それまで女性には存在しないと思われていた性的な衝動や性的な実践を、家庭という私的な領域にのみ認められるものとして位置づけた。そしてそれ以外の性のあり方は認めず、認められない性のあり方は女性の性的な倒錯と見なしたり、あるいは娼婦とかたちで家庭外の性として位置づけ、女性の性を家庭という男性の支配下においてのみ保護してきた。その一方で、男性の性のあり方は家庭内のみ向かうものでは決してなく、家庭外での性のあり方も認められてきた。この性の二重規準が近代の性規範、性道徳であった。

(2) 純粋な関係性と親密な関係性

ギデنزは、近代以降においては、こうした男性に支配される性のあり方から自由になり、男女ともが「自由に塑型されるセクシュアリティ」を持つことにより、親密な関係性が育まれるとしている⁴⁾。彼は親密な関係性について言及する前に、「純粋な関係性」について定義をしている。相手との緊密な、変わらない情緒的きずなを意味する「関係性」という言葉は比較的近年になってから一般的に使われるようになったとした上で、親密な関係性についての問題点を明確にするために「純粋な関係性（pure

relationship)」という用語を使用している⁵⁾。

純粋な関係性とは、社会関係を結ぶというそれだけの目的のために、つまり互いに相手との結びつきを保つことから得られるもののために社会的関係を結び、さらに互いに相手との結びつきを続けたいと思う十分な満足感を互いの関係が生み出していると思わず限りにおいて関係を続けていく、そうした状況を指している。

ギデンズはこのように述べた上で、純粋な関係性が自由に塑型されるセクシュアリティと関連づけられていくことにより、親密な関係性が再構築されていくとしている。ギデンズの定義する親密な関係性は、関係性を結ぶ個人が、ロマンティック・ラブ・イデオロギーによる抑圧や生殖からも自由なセクシュアリティを持つことによって形づくられる、より自由でより対等な継続的なきずなを意味している。セクシュアリティはいまや「個人があらかじめ定められた規律として受け入れるような生得的な身体条件」でもなく「可変性をもった自己の一面として、身体や自己のアイデンティティと社会規範との根元的な接合点として」機能しているものであるため、そうしたセクシュアリティを持つことは、関係性もより対等性をおびたものとなるのである⁶⁾。

しかし、はたしてセクシュアリティは可変性のある、個人が自由に持ちうるものなのであろうか。異性愛者であれ同性愛者であれ、人が人と繋がりを持ち、親密な関係性を築いていくためには、性的な関係ははずすことは難しく、そこにはセクシュアリティが必ず介在する。そのセクシュアリティが自由なものであれば、対等である相互関係を生み出すことは可能であろう。だが、親密な関係性の中に暴力行為が存在

するという事は、親密な関係性が対等な関係性であるとは一概に言えないことを示している。

ギデンズは親密な関係性をより肯定的なものであると見なしている。ロマンティック・ラブはひとつに融け合う愛情 (confluent love) へと変化をすることによって、ジェンダーから解放され、異性愛主義からも比較的自由的な関係性を築くことができ、そこでは対等な人間関係を、ギデンズのいう「純粋な関係性」が存在するとしている⁷⁾。

また、親密な関係性が進展することにより、純粋な関係性が民主的なものとなり得るといふ。公的領域における民主制の条件として「権威や強制力の恣意的行使を防ぐこと」や「一人一人が自分たちの結合条件の決定に深く関わること」などを提示した上で、ギデンズはこれらの条件が満たされることは、性の領域や親子の間では困難であることを示し、こうした関係性には物理的暴力だけではなく心理的暴力 (感情や言葉による虐待) も見られると述べている⁸⁾。こうした暴力的虐待的な関係を回避するために、ギデンズは次のように提示している。

公的領域における民主制の条件である「権威や強制力の恣意的行使を防ぐこと」に關係性を照らし合わせれば、それらを主導する原理は相手の考えや人格的特性に対して敬意を払うことにある。そして相手を尊重するだけではなく、自分自身も相手に対して心を開くことをしなければ、關係性の民主化を図ることは難しい。親密な關係性への公的領域における民主制の浸透は、純粋な關係性を築くための道筋である⁹⁾。

しかしその一方でギデンズは、男性は親密な關係性という状況の下では、他者を対等な存在として愛することが困難であるということも指摘している¹⁰⁾。男性が愛情や気遣いを示すこと

ができるのは自分よりも権力的に下位の立場にいると見なしている女性や子ども、あるいはすでに同等な立場にあると見なしている同性の仕事仲間などである。男性は自分のパートナーを対等であると考えたことの困難さを感じている。パートナーが自分よりも下位の立場にいることによりはじめて相手への愛情や気遣いを示すことができる。それに対し、女性は他者に対して愛情や気遣いをするというに長けている一方、男性に対して対等な立場を要求することに困難さを感じている。この男性と女性の愛情や気遣いの示し方の違いを見る限り、ギデンズが親密な関係性に求めている民主制を、その関係性に浸透させるのは困難なのではないだろうか。

こうした状況ははたして民主的な関係性をもったものだといえるだろうか。ギデンズの提示している「相手への気遣いはらうその状況は、すでにジェンダーに支配されている状態ではないかと考えられるからである。親密な関係性への民主制の浸透は、確かに暴力的虐待的関係を回避するために重要な条件ではあるが、現時点でなぜ暴力的虐待的関係が存在するかということ、ジェンダーの視点から親密な関係性において対等な立場を要求することの困難性を指摘することがまず必要なのではないだろうか。

（3）公共性と親密な関係性

ギデンズが理想としている親密な関係性は、ハーバーマスが『公共性の構造転換』の中で描いている、親密圏（intimate sphere）と近似しているように思われる。社会的な統制を受ける公共圏に対して、両性の自由な意志によって結ばれる親密圏は、文芸的な公共圏をかたちづくるために重要な関係性である。公共圏からす

れば親密圏内では平等な関係性がそこには結ばれているように見える。親密圏のモデルは近代以降の小家族であり、それこそが愛の共同体といわれるものである。

しかし、こうした「愛の共同体」や「愛情による結びつき」を重視した親密圏としての家族や親密な関係性というものは、ロマンティック・ラブから決して自由ではなく、むしろロマンティック・ラブ・イデオロギーを容認することになりはしないだろうか。恋愛関係やそこから派生する家族が愛情という感情により結ばれ、愛情という感情により機能するものであるという枠組みは、関係性や家族の中に「愛」を強要することになりかねない¹¹⁾。そしてその愛情という感情の存在は、社会における異性愛主義のコードの存在を意味する。ギデンズは親密な関係性は異性愛主義からも比較的自由であるとしているが、同性愛者間の親密な関係性にも異性愛主義のコードが入り込んでいる。たとえば同性どうしであるにもかかわらず、ふたりの間には男役割と女役割が存在しているということがある。

そして、生物学的なセックスや個人が自由に持つとされるセクシュアリティは、すでに異性愛主義のコード、ジェンダーのコードによって意味づけされている。竹村はセクシュアリティを「性実践や性欲望や性自認をふくむエロスの意味づけ」であり「私的なものとして社会的に意味づけられた」ものであるとした上で、公的に認められた唯一のセクシュアリティが、次代の再生産にかかわるものであったと指摘している¹²⁾。女性は出産をするものであり、次代の再生産は社会にとって必要なことである。女性が出産とかけ離れたところで性欲望を持ち性実践をするということは、社会にとっての脅威で

あり、それを防ぐために女性のセクシュアリティを生殖と関連づけ、家庭内という私的な領域でのみ認めてきたのである。このセクシュアリティを生殖・出産と関連づけるということは異性愛主義やジェンダーのコードがそこに働いていることを指し示している。

ギデンズのいう「自由に塑型できるセクシュアリティ」は生殖と関連づけられたセクシュアリティとは異なるはずだが、必ずしもそうとはいえないということが明らかになってくる。近代のセクシュアリティの言説は「セクシュアリティの規範化を生み出しただけでなく、セクシュアリティを、個人の人格を構成するものの基幹に据えた」という特質をもつ¹³⁾。つまり個人の性的な快楽や性的な実践は、個人が生来的に持つ衝動であり、アイデンティティと深く結びついているものだということである。セクシュアリティが生殖・出産と関連づけられたうえで、それが個人の人格の一部であるとして社会的に構築されてきたということは、個人のセクシュアリティの方向性はすでに固定化されており、生殖・出産と関わる異性愛主義のコードから逃れることはできない。

親密な関係性は、愛情という相手を敬い慕う、相手を気遣う感情からかたちづくられるものであるという定義が、ふたりの関係や家族内成員の関係が対等なものであるかのように見せてきた。ギデンズやハーバーマスはそこに現代における人間関係にとっての重要性を見いだしたと言える。しかし、愛情という感情は自然に発生するものではない。ふたりのあいだに愛情という感情が存在するかどうかということを、人は相手との相互作用の中から見つけだして確認する。愛情という感情を確認するためには文脈が必要である。ギデンズはその文脈を生殖から自

由になったセクシュアリティにおいたが、セクシュアリティがすでに異性愛主義やジェンダーに意味づけられているものであるならば、愛情という感情を確認する文脈を捉えるためにはジェンダーの視点を欠くことはできないであろう。

2. 愛することの意味づけ

(1) 愛情と感情社会学

恋愛関係にあるふたりは、互いの「愛情」というものをどのように確認するのだろうか。ロマンティック・ラブの言説により、恋愛関係は愛情という感情から発生する関係性として捉えられてきた。この関係を継続するためには、関係性の中においてさらなる愛情という感情を継続させなければならない。では人は愛情という感情をどのようにして確認するのだろうか。

ホックシールドによれば、感情は「聴覚や視覚のように、感情は何が現実であるかを理解するにあたっての有用な手がかりを提供してくれる」ものである¹⁴⁾。葬式の時は悲しく感じなければならない、結婚式の時は幸福に感じなければならない、といったそれぞれの感情が発生する文脈があり、その文脈に適応した感情を表出することで、他者だけでなく自分自身もその時の「感情」を確認することができるといえる。自分がそれに適応せず、周囲が望むような感情を表出させることができない場合、ひとは自分に何らかの欠陥があるのではないかと考えたり、その表出できない感情を理解するために、さらなる文脈をたぐりよせ、その感情が表出できない理由づけをし自分を納得させる。ホックシールドはそれを「感情規則」と名づけている¹⁵⁾。こうした感情の捉え方は、感情はひとが生来的に持つものではなく、社会的文化的文脈

によってかたちづくられるものであるということを示している。

感情は社会的文化的文脈により構築されるものでありながらも、われわれは、感情というものにはコントロールできないし、してはいけないものであるという意識を持っている。山田によれば、こうした意識が感情というものを神秘化し、感情が自分らしさといったアイデンティティと結びつき、社会が人々をコントロールするときに感情を利用する理由だとしている¹⁶⁾。

この感情規則や感情の管理、感情の神秘化という概念を用いれば、ロマンティック・ラブ・イデオロギーにより愛情という感情と婚姻が結びつけられてきたことが明らかになり、親密な関係にあるふたりが愛情をどのようにして確認をするか、ということを示すことができる。

愛情という感情と、他人のために何かをしてあげたいという利他的な行動とか結びついている社会的文脈がすでに存在している。愛しあふふたりは愛情という目に見えないものを理解するために、相手の言動を確認し、自分自身の言動を確認する。この行動が愛他的な行動であるならば、愛情の存在を確認することができる。そして、感情というものが感情を理解する手がかりとして有効に活用されるためには、感情が管理される必要がある。つまり、親密な関係であるならば（愛情という感情があるならば）、利他的な行動をしなければならない、という社会的なコントロールがまさにここで行われているということである。

（2）構築される愛情とセクシュアリティ

ホックシールドが指摘するように、親密な関係性という「より長くより深く持続するような役割」においては、人々はこうした感情規則か

らより自由であり、感情作業の必要性がより少ないことを期待している¹⁷⁾。しかし親密であればあるほど、感情作業はいつそう必要になってくる。親密な関係における愛情という感情が、もっとも自然発生的な感情であると見なされるために、感情作業からは自由だと感じるからである。しかしそれゆえにこそ、人は、愛情が自然な感情であり、自然に発生しているかのように行動しなければならず、感情はより管理されなければならないというパラドックスに陥るのである。ロマンティック・ラブ・イデオロギーによってつくられた「家族」という理想像はまさにこのパラドックスをあらわしている。恋愛による結婚から発生した家族は愛情深い場所であり、家族の成員はそこで期待される役割をまっとうすることで家族内での愛情を表現し、また愛情の確認もされるという構造を持つと言える。

親密な関係性には、その親密さゆえに期待されている役割があり、その役割にそった感情を表出させることによって、愛情という感情が確認される。ふたりの相互行為の中に、自分が相手に期待をしていることや期待以上の行為を見いだした場合、そこに愛情という感情を感じる。反対に、期待をしていない行為が行われた場合、相手の愛情という感情の存在を疑う。ロマンティック・ラブの言説により、親密な関係であるならば当然であると思われる行為というものがある。それをふたりは期待し、その期待を裏切ってはいけないと考える。親密な関係を継続させようと思うならば、相手に嫌われないように、期待を裏切らないようにと行動をする。さらには期待を裏切ってしまったとき、自分は愛情深くないのかと自分を責めてしまうということもある。

ではその相手に期待する役割とは何なのであろうか。親密な関係性におけるセクシュアリティは一見自由なように見えるが、セクシュアリティそれ自体がジェンダーに意味づけされているものだということを前章で指摘した。セクシュアリティはまさに「意味づけが社会的なものであること、それも私的なものとして社会的に意味づけられた」¹⁸⁾ものである。ひとは自らのもつ関係性が、「正しい」関係性なのかどうかを知ることにはできないし知る術もない。しかし「正しいかも知れない」関係性を持つことはできる。それは親密な関係性における男女のセクシュアリティの方向性や、感情の表出の方法が社会的文化的背景に因るものだからである。ひとは社会的文化的背景を考慮して、自分自身のもつ関係性を正しいかも知れない関係性へと導いていく。いま表出させているセクシュアリティや感情は、愛しあうふたりという文脈に適しているだろうか、という問いかけをしながらふたりの相互行為は成り立っているといえる。この文脈こそがまさに異性愛主義のコードに基づいた文脈であり、ジェンダーなのである。

また、親密な関係性における男女の感情のあり方として、女性はたぶんに情動的であり、それが女性の特性であるかのような議論がある。相手を思いやる心や細やかな気遣い、といったものは女性ならではの感性であるという捉え方がある。たとえば、ギリガンは『もうひとつの声』において、女性の持つ道徳的発達とは異なるということを述べている。これはエリクソンやコールバーグらが提示してきたアイデンティティの発達過程のモデルは男性に焦点をあてたものであり、それにそぐわない女性のアイデンティティや道徳観の発達は未熟なものであるとされてきたことを批判

するものである。ギリガンは男性が重要視する道徳観が自身の信念であることに対し、女性が重要視する道徳観が他者とのつながり・コミュニケーションにあることを提示している¹⁹⁾。

女性は他者を尊重し、極端な場合には自己犠牲的にもなるが、できる限り他者とのつながりを断ち切らないように行動をする。

ギリガンは自著において、女性が選択しがちなそうした行動は、女性の中に存在する「もうひとつの声」がそうさせるということを述べているにとどまっているが、この「もうひとつの声」こそがジェンダーではないだろうか²⁰⁾。女性の持つ道徳観が男性と異なるのは、女性の特性として考えてしまうのではなく、そうした行動はジェンダーに起因するものであると捉えることにより、女性がどのような感情規則を持ち、感情を管理しているかということが明らかになると考えられる。

このような、相手のことを思いやる感性が愛情の証であるという関連づけをされたとき、親密な関係性において、女性はそうした感情を表出させなければならなくなるのである。相手をいたわることや子どもを育てるのに必要なケア役割といったものが、そこに見てとることができる。そしてそれが女性の持つ本質的なものであると見なすことが、ますます二人の関係性における役割を固着させる結果となるのである。

3. 親密な関係性がはらむ暴力とジェンダー

(1) 愛情と暴力性

愛情という感情を基盤とする、対等な人間関係であるはずの親密な関係性に、暴力的な行為が存在する。ドメスティック・バイオレンスはそれがより突出したかたちであらわれている関

係性である。愛する（愛していた）相手の身体を傷つけたり、暴言を投げかけたりするという行為は、対等な人間関係に存在するものであるとは考えられない。しかし、こうした激しい暴力へとエスカレートするかもしれない、暴力の芽を親密な関係性ははらんでいるのではないだろうか。

親密な関係性において人は、相互に「愛しているのならしてくれるであろう」という役割や行為を期待している。期待に添うような行為や期待以上の行為が見いだせれば、そこに愛情という感情を感じることができる。そうした愛情という感情を意味づける役割をそもそも個人は喜んで受け入れているのだろうか。愛情という感情を表現するために、愛情という感情にそぐわない怒りや不満といった感情をコントロールし、社会的な文脈に沿った感情作業を行っているのであれば、そこには自分の意志とのギャップが生じてもおかしくはない。しかし、そこに存在し続けたいという、関係性を持続させたいという欲求があるかぎり、感情作業は関係性を維持するために必要な行為として実行され続ける。それにより愛情という感情が常に可視化されている状態が維持される。さらに女性は、相手の言動に対して何らかの不満が生じたとしても、それを表出させてはならないと、自分自身の感情を管理する。相手をいたわり気遣うということが、社会的文化的文脈においての女性の特性であり女性に求められる行為だからである。「私が『嫌だ』ということによって彼は傷つくのではないか」という感情は相手を思いやるいたわりの感情であり、「女性らしい」特性として考えられている。確かに相手を思いやる気持ちは存在するかもしれないが、それが女性の特性であるとは限らない。しかし、この女性

の特性、つまりジェンダーが、彼女自身の自由な意志を封じ込めることにもなっている。

そして、そうした感情が、女性の特質としての相手を思いやる気持ちであるという関連づけがされてしまったとき、それが愛情のあかしとして意味づけられていく。自分が嫌だということができない状況や、自由な意志を封じ込めなければならない状況というのは、自ら選択をした状況ではない。それはそう選択をせざるを得ないようにという圧力がそこに生じている。

（２）一体化願望と他者の存在

こうした愛情という感情の意味づけや圧力に加えて、親密な関係性の中に暴力の芽を見ることができる要素がもうひとつあるといえる。それは、親密な関係性には「他者」が存在しにくいということである。愛しあふふたりは親密な関係性を結ぶことにより、さらに親密な関係になりたいという欲求をもつ。愛しあふことによって「ひとつになりたい」という願望が生じる。この「ひとつになりたい」という願望こそが暴力の芽となる可能性を含んでいるのではないだろうか。ギデンズは親密な関係性を築くためにはひとつに融け合う愛情（confluent love）が必要だとしている。このひとつに融け合う愛情は「自己投影的同一化」という意味での「ひとつになりたい」という願望とは区別されるべきものであり「対等な条件のもとでの感情のやりとりを想定して」いるものであるという²¹⁾。これまで述べてきたように、親密な関係性を結ぶために必要とされている愛情という感情が、すでにジェンダーによって意味づけされているのであれば、その時点で、感情のやりとりは対等な条件もとにあるとは言い難く、「自己投影的同一化」と「ひとつに融け合う愛情」とを区別

することの困難さがあるのではないだろうか。

相手を自分と同質のものであると見なすことは、相手を「他者」として扱わないことでもある。親密な関係性とは異なる人間関係にある場合、人は関係性をもつ相手を他者として認め、認めるからこそ相手の要求を理解したり配慮したりすることができるのである。しかし、関係性の中に他者が存在せず、目の前にいる存在は自分と同質な存在であると見なしってしまった場合、そこに相手の要求を理解したり配慮したりする必要はなくなるのである。自分の言動から相手が傷つくかも知れないと言うような、他者の存在を想像をするということが、相互行為の中から抜け落ちていく。

ジェシカ・ベンジャミンは、男性が親密な関係において、パートナーを他者ではなく自分と同質のもののみならず、男性の持つ他者の差異性を承認することの困難さ、そして「他者が自分とは異なっているのみならず同じでもあるものとして承認する際の緊張」の欠落によるものと述べている²²⁾。セイラ・ベンハビブは道徳概念の発達について、男性は公的領域における一般化された他者は認識することができても、私的領域における具体的な他者を認識することが困難なため、男性と女性の道徳の発達は異なるということを述べている²³⁾。

こうした点からも、親密な関係性は、一方は相手を配慮することなく、他方は相手を配慮しすぎるほど配慮するという、対等であるとは言いがたい関係性になりやすいといえる。愛情深いはずの親密な関係性がはらむ、そして可視化することのない暴力の芽はここに見いだせる。そしてこの暴力の芽が、関係性の中で悪しくも育まれていったとき、暴力的な行為としてわたしたちの前に姿をあらわすのである。

（3）暴力性という問題として捉える

親密な関係性における愛情表現の相互行為の中に、ジェンダーによって義務化された役割が存在し、そしてそれ故に対等ではない関係性が結ばれる。しかし対等ではない関係性が結ばれたとしても、すべての親密な関係性のなかに暴力が発生するとはいえない。対等ではない関係性の中に見られる一方から他方へ向けての圧力や、個人を他者と見なさないという考え方は、暴力性をもつものではあるが、暴力そのものではない。

ドメスティック・バイオレンスは家庭における女性に対する暴力である。ドメスティック・バイオレンスの被害女性やそれをサポートする女性たちが、自分たちの身上に起こっている事柄は、個人的な問題ではなく社会的な問題であると声を上げてきたことによって、ドメスティック・バイオレンスは社会問題として認知されるようになった²⁴⁾。フェミニストたちは、性暴力という視点をもつことによってこの問題をさらに可視化してきたといえる。

こうした女性たちの草の根的な運動や、性暴力という視点を取り入れたことによってドメスティック・バイオレンスは社会的な問題として広く認知されるようになった。また暴力についての定義をひろげ、ドメスティック・バイオレンスにおける暴力は、殴る蹴るといった身体的な暴力のみではなく、中傷することによって心理的なダメージを与えたり、親戚や友人とのつきあいを切り離す社会的な暴力等も含まれるとした²⁵⁾。これらの暴力は何重にも重なりながら女性を家庭内に閉じこめ、暴力をふるわれている女性たちの声を封じ込めてきた。しかし、その要因を、家庭における家父長制や男女間の権力差による構造的な暴力であるという側面から

のみ捉えようとする²⁶⁾は、親密な関係性における暴力性に焦点を当てた場合、有効なものであろうか。

4. 関係性の問題としてのドメスティック・バイオレンス

(1) 家庭における権力差と構造的暴力

ドメスティック・バイオレンスという問題は男女の関係の中に性暴力という視点をとり入れることによって、可視化することができたといえる。男性と女性を強者と弱者という支配/被支配の関係で捉えることにより、ドメスティック・バイオレンスが個人的な問題ではなく社会的な問題であるという認識を社会にもたらした。しかし親密な関係性における暴力性という問題に焦点をあてたとき、それは必ずしも支配/被支配の関係としては語れないのではないだろうか。

江原由美子は家族を「権力関係」として読み解こうとすることへの疑問を投げかけ、それに対して「イエスともノーとも答えにくい問いであるように思う」としたうえで、家族の中での権力装置がどのように働くかを提示している。「権力」は「行為者の選択を一定の方向に導くような力を意味するものである」としたうえで、「不本意な選択の強要」が複数の文脈が関連かされてなされているということを描き出している。そしてその複数の文脈の関連化は個人によってなされる場合も、ある制度においてなされる場合もある²⁷⁾。この江原の「権力装置としての家族」という概念を、先に述べた感情社会学における感情規則に照らし合わせれば、親密な関係性に愛情という名の権力が存在することがみてとれる。この場合の権力は、支配/被支配

という二項対立的なものではなく、ふたりのおかれている環境や親密な関係性に期待される文脈によるものであり、ドメスティック・バイオレンスを関係性の問題として捉えることの妥当性を見いだせる。

(2) 共依存という関係性

ドメスティック・バイオレンスという問題において、特に暴力をふるわれている側がその関係性から逃れられないことを説明するさいに用いられる「共依存」という用語がある。共依存という言葉は、もともとはアルコール依存症の患者を支えるパートナーが、アルコール依存症者の依存症を後押しする役割をしていることを指し示す用語として使われていた²⁸⁾。そこから転じて、関係を持った相手に依存をし、そこから離れることができない状況にある女性をさすようになった。暴力をふるわれる女性が、暴力をふるわれても避難をしないのは、「この人を何とかするのは私である」「暴力をとめられるのは私だけである」と考えているためであり、これこそがドメスティック・バイオレンスにおける共依存症といわれているものである。

ギデンズは共依存的な関係性を「固着した関係性」と名付け、親密な関係性とは似て非なる関係性であると述べている。心理的に強く相手と結びつき、関係性そのものが嗜癖的な対象となっていて、そうした人たちが生きていくためにはこの固着した関係性が必要なものとなっているという。一方親密な関係性においては、相手の特質を活かし自分の特質も活かしつつ、相手に夢中になりすぎない関係性であるとし、それはひとつに融け合う愛情にとっても必要なことだとしている²⁹⁾。

しかし、これまで述べてきたように、親密な

関係性が必ずしも対等で自由な関係性を持つとは言えず、またひとつに融け合う愛情のように、親密な関係性における一体化には暴力性をはらむ可能性がある。ギデンズは親密な関係性の前提として自由に塑型されるセクシュアリティをおいているが、セクシュアリティ自体がジェンダーから自由でないのであれば、そうした関係性に注意深くなければ、親密な関係性をもつことは困難であるといえる。そして、固着した関係性である共依存的な関係性は、親密な関係性と区別することは容易ではない。

共依存という概念について指摘をしなければならぬのは、それが「共依存症」という症状として捉えられる危険性を持つからである。症状として捉えるということは個人的レベルにおける病理であり、当事者による解決をせまることになる。また暴力的な関係から逃れることができないことと理由とされることも多く、そうすると逃げ出さない（自己防衛をしない）被害者への非難が集中することになりかねない。その多くは女性であるため、女性の性質としての非難ということにもなる。しかし共依存という概念は症状ではなく関係性としての問題である。共依存的な関係性は、親密な関係性と地続きである。それは共依存的な関係性もジェンダーによる男女の役割コードから自由ではないということなのである。共依存的な関係性においては、ジェンダーがより強固に働いている状態にあるということを見過ごしてはならない。

（3）私的領域における関係性の問題

なぜドメスティック・バイオレンスという、親密な関係性における暴力は見いだされにくいのであろうか。それは親密な関係性が愛情という感情によってかたちづくられているものであ

るという一般的な捉え方が暴力を見えにくくしているだけではなく、親密な関係性が私的な領域であるということにも関連している。

親密な関係性や家族といった私的な領域は、法という国家の権力から自由を保障されている領域であり、そこでは平等の原則が働いている。家族という私的な領域で暴力行為が発生しても、そこは自治空間であり、さらにこの自治空間は国家による介入がなされることのない保護された空間であった。しかし、国家による介入のない自治空間であることと、平等な空間であるということとは一致していない³⁰⁾。そこに不平等な関係が存在していても、殺人や死に至るような虐待がない限りは、領域内での自治に任されているといえる。法による規制がない空間であるということは、他者による介入も許されない空間であり、それゆえ親密な関係性の中に暴力が存在しても、第三者には見つけにくく且つ介入もしにくいのである。

ドメスティック・バイオレンスの被害者が相談をしたさいに「二人の間で解決をなさい」「話し合いをもっとするべきだ」という返答が聞かれるのは、まさに私的な領域における関係性の問題であると見なされているからだといえる³¹⁾。問題の要因を、男女間の権力的差異といった構造や家父長制にのみ焦点をあてることは、暴力をふるった人間を加害者として非難をすることが容易になる。しかし暴力的な行為が発生するまでの、当事者同士も第三者もそれを支配／被支配の関係にあるとは思わないような、暴力性をはらんでいる親密な関係性が構築されてしまうその経緯を見過ごすことになってしまう。

確かに家庭や親密な関係を公的領域に対する私的な領域として捉え、私的な領域だからこそ

男性による支配が可能になったとするフェミニズムの視点は、家庭内での女性に対する暴力がみすごされてきたことや、暴力をふるわれた女性が家庭にとどまらざるをえなかったことを明らかにしてきた。しかしドメスティック・バイオレンスを構造的な暴力や家父長制の問題としてのみ捉えるということは、暴力をふるう男性がなぜ暴力をふるうことになってしまったのかという背景を見ることなく、加害者として非難をしたり罰則を与えることによるのみ問題を解決しようとしてしまう危険性があるといえる。暴力行為が発生する前に、暴力の芽に気づき、その芽をつみとろうとするのであれば、男女を二項対立的に捉えるよりも、親密な関係であるからこそその関係性の問題として捉えるほうが望ましいのではないだろうか。

また、ドメスティック・バイオレンスの被害者である妻がなぜ子どもを虐待するのかということまでをも問題の範疇に含もうとしたときや、女性から男性への暴力、あるいは同性間の暴力へも言及しようとするのであれば、家父長制の問題や男女間の権力差異による構造的な暴力という概念だけでは、その背景を説明することが難しくなるといえる。私的な領域における構成員の関係性の問題として捉えたならば、同性愛者間の暴力や家庭内での暴力の連鎖がなぜ起こるのか、ということについても言及することができるといえよう。

おわりに

親密な関係性とそこにひそむ暴力性について考察し、ドメスティック・バイオレンスがその関係性の問題として捉えられなければならないということを述べてきた。しかし一方では、深

刻な暴力の被害に遭っている女性がいることも事実であり、そうした女性たちを救済するために、日本ではドメスティック・バイオレンス禁止法を制定しようという動きが活発化している。

確かに、公的領域と同じく、私的領域にも法による介入を認め、暴力をふるった人を加害者として罰することにより、被害者が直接的な加害から免れることはできる。しかし、これまで国家による介入がされてこなかった領域に、法による介入だけがなされたとしても、その後の、親密な関係や家族という空間を、はたしてどのように再構築していけるだろうか。

加害者を罰するだけではなく、関係性における暴力性をどうするか、介入後の私的領域やその領域の成員への対処をどうするか、ということも考慮しなければ、親密な関係における暴力を減らすことは不可能ではないだろうか。

今後はこの、国家による家族という私的な領域への介入の妥当性と、ドメスティック・バイオレンスという問題への対処方法について考察を深めていきたい。

註

- 1) ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) とは直訳すると「家庭内暴力」となるが、日本において家庭内における女性に対する暴力を指し示す言葉としては、ドメスティック・バイオレンスという用語が定着しつつある。これは「家庭内暴力」という用語は、1980年代に家庭内の問題としてとりあげられることの多かった「子どもから親への暴力」を意味する言葉として、日本では認知されてしまっているため、この用語と区別をし問題を女性に対する暴力に特化させるため、敢えて日本語訳をせずに使用しているという経緯がある。

また、ドメスティック・バイオレンスという

- 用語それ自体が、1970年代のアメリカで社会問題として認知され始めた頃に、暴力をふるわれてきた当事者である女性たちが私的な領域における、女性に対する暴力をあらわす用語として使用されてきたという経緯もある。
- 2) Giddens, A., *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism in Modern Societies* (Polity Press, 1992) アンソニー・ギデンズ『親密性の変容 - 近代社会におけるセクシュアリティ, 愛情, エロティシズム』松尾精文・松川昭子訳, 而立書房, 1995年, 12-14頁。
- 3) 同前, 63-67頁。
- 4) 同前, 90頁。
- 5) 同前, 90頁。
- 6) 同前, 31頁。
- 7) 同前, 95頁。
- 8) 同前, 271-278頁。
- 9) 同前, 279-282頁。
- 10) 同前, 194-197頁。
- 11) 山田昌弘『近代家族のゆくえ 家族と愛情のパラドックス』新曜社, 1994年, 65-66頁。
- 12) 竹村和子『フェミニズム』岩波書店, 2000年, 39頁。
- 13) 同前, 39頁
- 14) Hochschild, A., *The Managed Heart: Commercialization of Human Feeling* (University of California Press, 1983) A. R. ホックシールド『管理される心 感情が商品になるとき』石川准・室伏亜希訳, 世界思想社, 2000年, 56頁。
- 15) 同前, 64-65頁。
- 16) 山田昌弘「感情社会学の課題」岡原正幸, 山田昌弘, 安川一, 石川准『感情の社会学: エモーション・コンシャスな時代』世界思想社, 1997年, 62-63頁。
- 17) ホックシールド, 前掲, 78-79頁。
- 18) 竹村, 前掲, 39頁。
- 19) Gilligan, C., *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development* (Harvard University Press, 1982) キャロル・ギリガン『もうひとつの声 男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』岩男寿美子監訳, 川島書店, 1986年。
- 20) ギリガンは『もうひとつの声』において、女性の道徳的発達には男性よりも劣っているというこれまでの発達理論は、それまでなされてきた発達理論というものが男性の発達モデルを中心にしたものであるためであり、女性の道徳的発達にはそもそもそぐわないということを提示した。男性を主たるものとしそれにそぐわないものには劣性であるというレッテルをはるそれまでの発達理論への挑戦をしたことが高く評価されている。
- しかし一方で、その内容から、ギリガンの示す女性の道徳的発達（コミュニケーションを重要視したり他者への心遣いをしめしたり自己犠牲的になることなど）が女性の本質的なものとして捉えられ、本質論者として扱われることにもなった。ギリガンはこうした女性の自己犠牲的特質について批判をしているが、それが歴史的につくられてしまったものである（ジェンダーによるものである）と明言をしていないため生じたことであるといえる。
- Benjamin, J., *The Bonds of Love* (Pantheon Books, 1988) ジェシカ・ベンジャミン『愛の拘束』寺沢みずほ訳, 青土社, 1996年, 263-264頁, 353頁を参照のこと。
- 21) ギデンズ, 前掲, 95頁。
- 22) ベンジャミン, 前掲, 264-267頁。
- 23) セイラ・ベンハビブ「一般化された他者と具体的な他者 - コールバーグ - ギリガン論争と道徳的倫理」マーティン・ジェイ編『ハーバーストアメリカ・フランクフルト学派』竹内真澄監訳, 青木書店, 1997年, 171-213頁を参照のこと。
- 24) 吉浜美恵子「アメリカにおけるドメスティック・バイオレンスへの取り組み - The battered Women's Movement - 』『民間女性シェルター調査報告書 アメリカにおける民間女性シェルターの事例とドメスティック・バイオレンスへの取り組み』財団法人横浜市女性協会, 1995年, 56頁。
- 25) フェミニストカウンセリング堺が1997年に実施した『夫・恋人（パートナー）等からの暴力

- について』という調査では、暴力の種類を「身体的」「性的」「経済的」「社会的」「精神的」の5つに分類している。しかしこれらの分類は調査のための便宜上のものであり、実際はこれらの暴力が何重にも重なり合って発生していると述べている。
- 26) ドメスティック・バイオレンスが家父長制や男女間の構造的な関係に要因があるとする理論は、ミネソタ州ドゥールズ市の虐待介入プロジェクトの「パワーとコントロールの車輪(The Power and Control Wheel)」モデルに集約されることが多い。
- 27) 江原由美子『装置としての性支配』勁草書房、1995年、165-180頁。
- 28) 斎藤学『アダルト・チルドレンと家族 心の中の子どもを癒す』学陽書房、1996年、55頁。
- 29) ギデンズ、前掲、132-137頁。
- 30) 斎藤純一『公共性』岩波書店、2000年、95頁。
- 31) 京都市が1999年に実施した『女性への暴力に関する市民意識調査』の報告書には、回答者による自由記述が掲載されている。その中には「暴力をふるうような男を好きになるなんて男の趣味が悪いと思う。私の恋人はどんなことでも『話し合い』で解決するし、もし暴力をふるったら、別れると言っている(20代)」という意見や「暴力は受けたことはありませんが大変だと思えますが、よく話し合うようにすればよい。お互いを思いやりを持つようにすればよいと思いません(60代)」というような意見が見られる。こうした意見は、親密な関係性においては対等な人間関係を築けるはずであるという前提があるからであり、個人的に関係を修復するべきだとする見方である。こうした問題をすべて男女の二項対立という支配/被支配の構造的な問題に収斂してしまうことについて、再考する余地がある。
- 学：エモーション・コンシャスな時代』、世界思想社、1997年。
- 京都市女性協会『京都市女性への暴力に関する市民意識調査実態報告書』、2000年。
- 斎藤学『アダルト・チルドレンと家族 心の中の子どもを癒す』学陽書房、1996年。
- 斎藤純一『公共性』、岩波書店、2000年。
- 竹村和子『フェミニズム』、岩波書店、2000年。
- 竹内和子「アイデンティティの倫理 - 差異と平等の政治的パラドックスの中で」『思想』913号、岩波書店、2000年、23-58頁。
- 竹内和子「資本主義社会とセクシュアリティ - [ヘテロ]セクシズムの解体へ向けて」『思想』879号、岩波書店、1997年、71-104頁。
- 内藤和美「性別役割分担を論じ直す」『女性学研究』第4号、1996年、43-59頁。
- 内藤和美「ケアの規範」杉本貴代栄編著『ジェンダー・エシックスと社会福祉』ミネルヴァ書房、2000年、56-73頁。
- フェミニストカウンセリング堺DV研究プロジェクトチーム『夫・恋人(パートナー)等からの暴力について』調査報告書』、1998年。
- 吉浜美恵子「アメリカにおけるドメスティック・バイオレンスへの取り組み - The battered Women's Movement - 」『民間女性シェルター調査報告書 アメリカにおける民間女性シェルターの事例とドメスティック・バイオレンスへの取り組み』財団法人横浜市女性協会、1995年、56頁。
- Benjamin, J., *The Bonds of Love* (Pantheon Books, 1988) ジェシカ・ベンジャミン『愛の拘束』寺沢みずほ訳、青土社、1996年。
- Butler, J., *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity* (Routledge, Chapman & Hall, 1990) ジュディス・バトラー『ジェンダー・トラブル フェミニズムとアイデンティティの攪乱』竹村和子訳、青土社、1999年。
- Giddens, A., *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism in Modern Societies* (Polity Press, 1992) アンソニー・ギデンズ『親密性の変容 - 近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』松尾精

参考文献

- 江原由美子『装置としての性支配』、勁草書房、1995年。
- 岡原正幸、山田昌弘、安川一、石川准『感情の社会

文・松川昭子訳，而立書房，1995年。

Gilligan, C., In a *Different Voice: Psychological Theory and Women's Development* (Harvard University Press, 1982) キャロル・ギリガン『もうひとつの声 男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』岩男寿美子監訳，川島書店，1986年。

Hochschild, A., *The Managed Heart: Commercialization of Human Feeling* (University of California Press, 1983) A. R. ホックシールド『管理される心 感情が商品になるとき』石川准・室伏亜希訳，世界思想社，2000年。

Habermas, J., *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der Bürgerlichen Gesellschaft* (Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main, 1990) ユルゲン・ハーバーマス『[第2版]公共性の構造転換 市民社会の二カテゴリーについての探求』細谷貞雄・山田正行訳，未来社，1994年。

セイラ・ベンハビブ「一般化された他者と具体的な他者 - コールバーグ - ギリガン論争と道徳的倫理」マーティン・ジェイ編『ハーバーマストアメリカ・フランクフルト学派』竹内真澄監訳，青木書店，1997年，171-213頁。

セイラ・ベンハビブ「性差と集団的アイデンティティ グローバルな新たな配置」長妻由利子訳『思想』913号，岩波書店，2000年，59-90頁。

Violence in Intimate Relationships from a Gender Perspective

Kyo MATSUSHIMA *

Abstract: In Japan, domestic violence is becoming a greater social problem. Although intimate relationships are considered to be warm and loving, violence exists in such relationships. Love is thought to be an important factor in constructing intimate relationships. However, love is not spontaneous emotion. If love is socially constructed, there is a social code behind its formation. It is important to examine this code from a gender perspective, and recognize the fact that intimate relationships are not usually equal. If love in intimate relationships is considered a duty or a social norm, violence in such relationships can be detected and explained. In this paper, I point out that the privacy of intimate relationships tends to create opposite phenomena: love and violence. Moreover, I examine domestic violence as a problem of relationships. Domestic violence occurs because it cannot be seen, this great social problem arises within the private sphere of intimate relationships.

key words: domestic violence, intimate relationships, private sphere, sociology of emotions, sexuality

* Graduate Student, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University